(三)　設立準備
会長の職務を行う者及び監事となるべき者の指名、設立委員等について所要の規定を設けることとした。（附則第八条及び第九条関係）

(四)　会議の成立
会議は、この法律の施行の時に成立することとした。（附則第一〇条関係）

(五)　承継会員に関する経過措置
会議の成立の際現に会員である者は、会議の成立の日において、会議の会員となるものとし、これにより会員となった者（以下この(五)において「承継会員」という。）の任期は、令和一一年九月三〇日までとすることとした。また、承継会員は、再任されることができないこととした。（附則第一一条関係）

(六)　職員の引継ぎ等
現行日学法第一六条第二項に規定する職員である者の引継ぎ、国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置及び職員団体についての経過措置について所要の規定を設けることとした。（附則第一二条～第一七条関係）

(七)　成立時総会
会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理するため、成立後直ちに総会を開催しなければならないこととするほか、所要の規定を設けることとした。（附則第二二条関係）

(八)　経過措置等
この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めることとした。

(九)　検討
政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二七条関係）

(一〇)　日本学術会議法の廃止
日本学術会議法（昭和二三年法律第一二一号）は、廃止することとした。（附則第二八条関係）

(一一)　関係法律について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第二九条～第四〇条関係）

9　この法律は、一部の規定を除き、令和八年一〇月一日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和八年六月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　南スーダン国際平和協力隊が行う業務から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号ネに掲げる業務のうち人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務を削ることとした。（第一条関係）

3　南スーダン国際平和協力隊が行う業務に、法第三条第五号ネに掲げる業務のうち南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の分析に係る国際平和協力業務を加えることとした。（第一条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇候補者選考委員会令（政令第二一五号）（内閣府本府）

1　専門委員

(一)　候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条第一項関係）

(二)　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、日本学術会議法（昭和二三年法律第一二一号。6において「現行日学法」という。）第八条第一項に規定する会長が任命することとした。（第一条第二項関係）

2　委員の任期等

(一)　候補者選考委員（以下「委員」という。）の任期は、令和八年九月三〇日までとすることとした。（第二条第一項関係）

(二)　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとすることとした。（第二条第二項関係）

(三)　委員及び専門委員は、非常勤とすることとした。（第二条第三項関係）

3　委員長

(一)　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第三条第一項関係）

(二)　委員長は、会務を総理し、委員会を代表することとした。（第三条第二項関係）

(三)　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。（第三条第三項関係）

4　部会

(一)　委員会は、日本学術会議法（令和七年法律第七〇号）附則第三条第一項に規定する会員予定者の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、委員会の定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第四条第一項関係）

(二)　部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名することとした。（第四条第二項関係）

(三)　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することとした。（第四条第三項関係）

(四)　部会長は、当該部会の事務を掌理することとした。（第四条第四項関係）

(五)　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。（第四条第五項関係）

5　議事

(一)　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととした。（第五条第一項関係）

(二)　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとした。（第五条第二項関係）

(三)　(一)及び(二)の規定は、部会の議事について準用することとした。（第五条第三項関係）

6　庶務
委員会の庶務は、現行日学法第一六条第一項に規定する事務局において処理することとした。（第六条関係）

7　雑則
この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第七条関係）

8　附則

(一)　この政令は、令和八年九月三〇日限り、その効力を失うこととした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、公布の日から施行することとした。